

議案第 14 号

読谷村診療所特別会計条例を廃止する条例

読谷村診療所特別会計条例（昭和53年読谷村条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の読谷村診療所特別会計条例による読谷村診療所特別会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和3年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する決算上剰余金及びその他の財産は、令和4年度以後の読谷村一般会計が引き継ぐものとする。

令和4年3月2日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實